

平成29年4月に母子保健法が改正され、全国市町村に「子育て世代包括支援センター」の設置が努力義務化されました。

「子育て世代包括支援センター」とは、妊娠期から子育て期に渡るまでの切れ目のない支援のためのワンストップ拠点となります。地域の産科や小児科診療所、保健所、児童相談所、民間の子育て支援機関などと連携・委託し、助産師や保健師、ソーシャルワーカーがコーディネーターとなり、これらの連携・委託機関と情報の共有を図ります。こうすることで、妊娠期から子育て期に渡る総合相談や支援をワンストップで行うとともに、全ての妊産婦の状況を継続的に把握し、要支援者には支援プランを作成します。また地域の実情に応じて、産前・産後サポート事業、産後ケア事業等を実施し、妊産婦等を支える地域の包括支援体制を構築し、児童虐待を防止することが目的です。

児童相談所に寄せられる保護者からの相談内容には、育児の成果への過剰な期待や子育てを手伝ってくれる人がいないことの訴えが多いようです。また、保護者自身が育てられてきた過程での「優しさと生活経験の不足」から生じる、「育児の孤立感」、「子供の育ちに関する認知の歪み」、「保護者自身の低い自己評価」があるとも言われています。「子育て世代包括支援センター」はそのような悩みを持つ保護者を助け、児童虐待防止のための地域の拠点となることが期待されます。